

2016年 7月14日制定
2016年 9月 6日改定
2016年11月30日改定
2017年 7月27日改定
2020年 3月31日改定
2022年 9月 6日改定

「ドラマ・アニメのビデオグラム」の使用料に関する経過措置

使用料規程第2章第7節「ビデオグラム録音」の規定のうち、1(1)ウ「ドラマ・アニメのビデオグラム」の区分（以下「ドラマ・アニメ区分」という。）において「ビデオグラムの総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60/100までの場合」に該当するビデオグラムの複製使用料については、下記1の①又は②のいずれかの条件を満たすものを対象として、発売日（発売日以降に追加して製造するものについては納品日をいう。以下同じ。）が2023年3月31日までのビデオグラムに限り、下記2のとおり取り扱う。

ただし、本経過措置の対象となるビデオグラムの複製使用料の取扱いに関し、ドラマ・アニメ区分の規定を変更し、又は当該規定に係る明文の取扱いを定め、2023年3月31日以前に実施する場合には、本経過措置に優先して適用されるものとし、本経過措置により下記2のとおり取り扱うビデオグラムは、発売日が、その実施日の前日までのものに限るものとする。

記

1 適用条件

- ① 小売価格が1,500円以下であり、かつ著作物の合計利用時間が20分以上のビデオグラム
- ② 小売価格が1,500円を超え6,000円以下であり、かつ著作物の合計利用時間が200分以上のビデオグラム

2 複製使用料の取扱い

ドラマ・アニメ区分の規定のうち「1.8円」とあるものを「0.6円」と読み替える。